

利益処分計算書

(単位:百万円)

利益処分計算書	平成17年3月期 株主総会承認日／平成17年6月29日	平成18年3月期 株主総会承認日／平成18年6月29日
当 期 未 処 分 利 益	5,038	5,831
利 益 処 分 額	4,056	4,951
利 益 準 備 金	160	160
第 一 回 第 一 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき14円) 274	(1株につき14円) 269
第 一 回 第 二 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき9円98銭) 399	(1株につき9円98銭) 399
普 通 株 式 配 当 金	(1株につき1円) 122	(1株につき1円) 122
任 意 積 立 金	3,100	4,000
別 途 積 立 金	3,100	4,000
次 期 繰 越 利 益	981	880

重要な会計方針

1.商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っています。

2.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については決算日前1ヵ月の市場価格等の平均、それ以外については、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しています。

(2)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

3.デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

4.固定資産の減価償却の方法

(1)動産不動産

当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しています。
なお、主な耐用年数は次のとおりです。
建物: 3年～48年
動産: 2年～20年

(2)ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

5.繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

6.外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。

7.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は37,370百万円です。

(2)投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しています。

(3)賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。

(4)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりです。

過去勤務債務

その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理数理計算上の差異

各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異(5,004百万円)については、15年による按分額を費用処理しています。

(5)その他の偶発損失引当金

その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。

8.リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。

9.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。

10.ヘッジ会計の方法

(為替変動リスク・ヘッジ)

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)(に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当事業年度から適用しています。これにより税引前当期純利益は525百万円減少しております。なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しています。